

第四十三回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 六 号

昭和三十一年二月二十七日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事竹下 登君 理事長谷川 峻君

理事八木 徹雄君 理事小林 信一君

理事村山 喜一君 理事山中 吾郎君

伊藤 郷一君 濱地 文平君

松永 東君 松山千恵子君

南 好雄君 米田 吉盛君

杉山元治郎君 高津 正道君

三木 喜夫君 谷口善太郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 小林 行雄君

(大学学術局長)

文部事務官 前田 充明君

(体育局長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

議 員 村山 喜一君

専 門 員 丸山 稻君

二月二十六日

委員松山千恵子君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として中村梅吉君及び渡辺惣蔵君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中村梅吉君及び渡辺惣蔵君辞任につき、その補欠として松山千恵子

君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出第八六号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(村山喜一君外八名提出、乗法第一九号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。田中文部政務次官。

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、国立大学総長の設置及びその任免、給与等について定めるものとする。

(国立大学総長)
第二条 北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学及び九州大学に、学長としてそれぞれ北海道大学総長、東北大学総長、東京大学総長、名古屋大学総長、京都大学総長、大阪大学総長及び九州大学総長(以下「国立大学総長」という。)を置く。
第三条 国立大学総長の任免は、内閣が行ない、天皇が認証する。
第四条 国立大学総長に係る教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十条の大学管理機関の申出は、文部大臣が内閣に進達するものとする。
第五条 国立大学総長の給与(国立大学総長の給与)
第四条 国立大学総長の受ける一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する給与は、俸給及び期末手当とする。
第六条 国立大学総長の俸給月額、別表による。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 この法律の施行の日の前日に現に北海道大学長、東北大学長、東京大学長、名古屋大学長、京都大学長、大阪大学長又は九州大学長として在職する者については、この法律の施行の日、それぞれ北海道大学総長、東北大学総長、東京大学総長、名古屋大学総長、京都大学総長、大阪大学総長又は九州大学総長に任命された場合におけるその者の任期は、教育公務員特例法第八条第一項の規定にかかわらず、その者に係る従前の学長の任期の残任期間とする。
4 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号)附則第十六項の規定により国立大学総長に暫定手当を支給する場合における同法附則第十八項の規定の適用については、同項中「俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額」とに、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第一号)以下「昭和三十一年改正法」という。)による改正前の附則第十七項及び附則第十八項の規定により定められていた額を基準として」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二十五号)第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例に準じて」とする。
5 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第十條中「職の種類は」の下に、「別に法律で定めるもののほか」を加える。
第十一條中「及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)を」と、「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)及び国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第一号)」に改める。

北海道大学総長、東北大学総長、東京大学総長、名古屋大学総長、京都大学総長、大阪大学総長又は九州大学総長の任命に係る第三条第二項の規定による進達があつたものとみなす。
3 前項に規定する者がそれぞれ北海道大学総長、東北大学総長、東京大学総長、名古屋大学総長、京都大学総長、大阪大学総長又は九州大学総長に任命された場合におけるその者の任期は、教育公務員特例法第八条第一項の規定にかかわらず、その者に係る従前の学長の任期の残任期間とする。
4 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号)附則第十六項の規定により国立大学総長に暫定手当を支給する場合における同法附則第十八項の規定の適用については、同項中「俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額」とに、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第一号)以下「昭和三十一年改正法」という。)による改正前の附則第十七項及び附則第十八項の規定により定められていた額を基準として」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二十五号)第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例に準じて」とする。
5 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第十條中「職の種類は」の下に、「別に法律で定めるもののほか」を加える。
第十一條中「及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)を」と、「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)及び国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第一号)」に改める。

区 分	俸給月額
東京大学総長及び京都大学総長	二八〇,〇〇〇円
北海道大学総長、東北大学総長、名古屋大学総長、大阪大学総長及び九州大学総長	二六〇,〇〇〇円

理由 北海道大学ほか六国立大学に学長として国立大学総長を置き、その任免は内閣が行ない、天皇がこれを認証することとする。また、その給与について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(啓)政府委員 このたび、政府から提出いたしました国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案に

つきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府といはしましては、国づくりの根幹は人づくりであるとの基本的な考え方の方には立ちまゝして、文教の振興のために各種の施策を講じて参つておるのではありませんが、なかんずく人づくりの直接にない手である教育者の地位の向上は、特に緊要なものであると考へるものであります。このたび、政府がこの法律案を提出いたしましたのも、本質的にはこの点に由来するものであります。

しかして、国立大学は、国の高等教育機関として、また高度の研究機関として、きわめて重大な使命をにならうものであり、最近における科学技術の進歩、産業経済の発展並びに国民一般における教育水準の向上などに伴ひ、これに対する国家的、社会的要請はますます増大して参つております。このような国立大学のうちでも、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学および九州大学の七国立大学は、人文、社会、自然の各科学の全分野にわたる学部を有する大規模な総合大学であり、かつ、その各学部の上には博士課程の大学院を有するものとされ、また伝統も古く、これら七国立大学の学長の職務と責任はきわめて重要であります。

よつて、このたび、これら七国立大学の学長を認証官とし、その国家的社会的な地位を高からしめまことに、その待遇の改善をはかることとしたのであります。このことは、これら七国立大学の学長の職務と責任の重要性に基づき、ものではあります。ひいては大学の教育職員、さらには教育者全体

の地位を高め、もつて我が国教育の振興に資するものといはしたいと考へたからであります。

次にこの法律案の概要について御説明いたします。

第一は、これら七国立大学の学長を認証官とすることに伴ひ、官職名をそれぞれの大学総長と改めることとしたこととあります。しかし、これら国立大学総長は学長として置かれるものでありますので、学校教育法その他の法令の適用については、他の国立大学の学長と全く同様な地位に立つものであります。

第二は、国立大学総長の任命権を、文部大臣から内閣に移すこととし、その任免については天皇が認証することとしたこととあります。任命権者を内閣としたことは、他の認証官の一般の例に從つたものであります。官の任免を大学管理機関の申し出に基づいて行なうという教育公務員特例法の建前には何らの変更をいたしておりません。なお、国立大学総長の任免に關する内閣に対する大学管理機関の申し出については、文部大臣がこれを内閣に進達するものとしました。これは、文部大臣が大学を所轄していることによるものであります。

第三は、国立大学総長の受ける給与を俸給及び期末手当とすることとしたこととあります。これは、他の認証官の例にならつて、特別職の職員の給与の例による趣旨に基づくものであります。国立大学総長の俸給月額については、他の認証官との権衡を勘案して、東京大学総長及び京都大学総長にあっては十八万円、その他の国立大学総長にあっては十六万円とすることとしたのであります。

第四は、附則に経過措置を定めたとであります。これら七国立大学の学長の現職者については、この法律施行の日それぞれ国立大学総長に任命することについての進達があつたものとみなすことなど、新制度への移行を円滑にする措置を講じております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○床次委員長 次に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。村山喜一君。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九号第一号中「八に達しない場合にあつては、八とする」を「十二に達しない場合にあつては、十二とする」に改める。

第十号を次のように改める。

（養護教諭等の数）

第十号 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 生徒の数が六百一人から二千四百人までの学校の数に二を乗じて得た数と生徒の数が二千四百人をこえる学校の数に二を乗じて得た数を合計した数

二 夜間において授業を行なう定時制の課程の数に二を乗じて得た数

第十一号第一号中「又は定時制の課程の数に二を、定時制の課程又は通信制の課程の数に二に、又は定時制の課程の数に二を、定時制の課程又は通信制の課程の数に二に改める。

第十二号第一号を次のように改める。

一 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について、当該学校におけるそれぞれの課程の数の二を乗じて得た数と当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数が百二十人をこえる場合に於けるそのこえる数を二百四十人で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）との合計数を算出した数を附則第四項から附則第六項までを削り、附則第七項中「昭和四十四年」を「昭和四十一年」に改め、同項を附則第四項とする。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

公立の高等学校の教育水準の維持向上を図るため、教職員定数の標準となるべき数を引き上げるようその算定方法を改める等の必要がある。

理由である。

○村山議員 ただいま議題となりました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日後期中等教育の拡充発展は世界の趨勢であり、今や完全なる中等教育を目ざして質的充実の段階に入つております。

しかるに、日本の現状を見ますと、教育条件の整備は決して十分といえず、すし詰め学級の全面的増大と教職員定数の不足は生徒指導を困難ならしめ、施設、設備の貧困と相俟つて高校教育の質的内容を低下させております。

加えて、今年より始まる、いわゆる高校生徒の急増は、これらの劣悪な状態に一層拍車をかけようとしております。

すなわち、学級編制を五十人及び四十人と規定しておきながら、この急増期間中には一割の水増しを強行していることは教職員をなお一層の労働過重に追い込み、高校教育の実情を全く無視しているものといわなければなりません。

昭和三十三年に制定された公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律は、高等学校設置基準よりはるかに下回るものであり、現行法律が昭和三十三年三月三十一日をもって完全実施の段階となる機会に、欠陥を除き、適正化をはかるため、所要の改正を加え、もつて高校教

その指定の条件として、木当なやり方をやったかあるいは不正があったとかいふような場合には取り消すような考え方で進みたいと思っております。

なお、文部省といたしましては、直接はそういうことでございまして、さらに文部省で業務処理基準というものを、現在ございまして、この業務処理基準をつくりまして都道府県教育委員会に対して示しまして、都道府県教育委員会がこの財団法人である府県学校給食会をその方式によって指導するようにいたしまして、間違いないようにさせたい、かように考えております。

現在までのところ、特別これでは監督上非常に困るとか指導上困つてしまふというふうなことはあまりないようには私も感じております。従いまして、従来とも、ただいま申しましたように業務処理基準によって処理し、その不正というふうなことがあれば、文部大臣の指定を取り消すことによつてその団体がやれないことになるわけでありまして、一応監督、指導はそういう点においてできるのじゃないか。さらに今後とも都道府県教育委員会の指導を十分にいたしたい、かように考えております。

○松山委員 これら脱脂粉乳の学校給食会の売り渡し価格は、どういふことになっておりますか、またその積算の根拠はどうか、どういふようか、お伺いしたいと思います。

○前田(充)政府委員 現在の学校給食会法の二十条に、学校給食会が学校給食用物資を売り渡す場合の売り渡しの価格につきましては、学校給食用物資、すなわちミルクの買入れ、輸

送、保管、加工、そういうようなことに要する経費の原価、それに学校給食会の適正な事務費を含めまして、その額で学校給食会がこれ以上もかゝる、あるいは損するといふことのない値段を文部大臣がきめまして、そうしてそれによって価格を決定をいたしておる次第でございます。

○松山委員 次に、日本学校給食会あるいは府県学校給食会が、不当に脱脂粉乳を横流しと言いますか、用途外に使用したときには、どういふ措置をなさるおつもりですか。おそれる適宜監督しておられるならば、こういう間違ひはないと思ひますが、もしあつた場合は、それについて特別の罰則があるものでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○前田(充)政府委員 従来は小麦を園から補助をいたしておりましたので、学校給食法の方にこれと同じような規定があるのでございまして、今回は学校給食会法の一部改正の中で、用途外の使用禁止の規定を設けたいと思つてございまして、この学校給食会法に三十二条の二を入れまして、御承知のよう用途外の禁止をいたすような規定を設けておるわけでございます。これはおおむね小麦の場合と同様でございます。

そこで問題は、今お話しのように、もし不正をした場合にはどうかと、かゝるお尋ねでございますが、小麦の場合と同様に、これを扱いますのは、学校へ参りましてから扱われるのは、職員が扱いはいたすのであります。学校の教職員でございますので、その良識を信頼いたしまして、特に罰則を設けないで、ただ禁止規定をいたした

けでございますが、ただいまも申しましたように、都道府県教育委員会の指導を十分に行ないまして、教育委員会から学校での取り扱ひ方においても十分な注意をし、指導をいたしましてやりたい、かように考えております。

なおこのミルクは輸入物資でございますが、関税暫定措置法によるわけでございますが、その関税措置法によりまして用途外の使用をいたした場合は、一年以上の懲役または二十万円以下の罰金という規定も設けられておりますので、そういう点でもいわけゆる罰則としてできないことはないかと思つてございまして、ただ私も学校給食用物資として取り扱ひます場合、最初に申しましたように、教職員の良識を信頼いたしまして、特に罰則を設けない考えを持っておる次第でございます。

○松山委員 次に、ミルク給食を行つた場合にこれに伴う人件費はどうか、いろいろに措置をなさるか。父兄の負担ひつかかつていくようなことにはならないでしようか、お尋ねいたします。

○前田(充)政府委員 人件費につきましては、三十八年度地方交付税で財源措置を行つておりますが、その内容は、小学校につきましては、九百人の規模の学校で三・五人、それから中学校に対しては、七百五十人規模の学校に対して一人の職員を設けたいと思つております。なお栄養職員についても非常にわずかでござい

ますが、措置をいたした次第でございます。

○松山委員 それから今まで脱脂粉乳は非常に味が悪いので、せつかく子供たちに飲ませようとしても捨ててしまつたか、あるいはそのまま何かの入れものに入れて家庭へ持つて帰るとか、いふようなことがよくあるように聞いております。何か改善策を考へておられますでしょうか。

○前田(充)政府委員 特別な改善という意味では考へているわけではございませんが、問題はミルクの溶き方といふことが相当大きい問題ではないか、そういうふうな考へます。そういうことは、結局調理師なりあるいは学校に置かれた栄養士なりにミルクの溶き方を十分指導することが必要ではないかといふふうな考へております。かような意味から申しまして、私もそれぞれパフレット等々そのミルクの溶き方、そういうことについての指導をいたして参りたい、かように考へております。

○松山委員 この脱脂粉乳もそうでございますが、また小麦粉、パンの問題でございますけれども、今一般家庭でもパン食をだいたいふも常用してありますので、子供たちが学校でパンの配給を受けましても、まん中だけをちよつと食べて、あとは捨ててしまふとか、あるいはそのまま家へ持つて帰るとか、いふことで、結局お昼にパンを支給されても、それを食べずに帰つてしまふものでは、一食抜くことになつてしまひます。子供たちの体位の向上とか、そういう目的からも非常に遠ざかつて、意味をなさぬようなことになつて

いる場所もあるように聞いております。

す。ちよつと例を申し上げますと、私のおります埼玉県の川越でございますが、このある小学校のデータを調べてみますと、子供たちの七〇％は、パンをお昼に学校でもらつても食べずに帰るといふような実情でございます。が、そういう点で一つ事務次官に御見解を伺いたしたいと思います。

○田中(啓)政府委員 実は学校給食には、たぐさんの問題があるのでございます。今度はとにかく義務教育の学校に、せめて脱脂ミルクでも全部に行き渡らせたいといふことで、急速に準備をしたわけでございますが、今お話しのような粉乳にしろ、あるいは完全給食にしろ、あるいはミルク、パンだけの場合でも、どうも子供が食べないといふような問題、結局はうまくないか、食へないといふことだらうと思つてあります。この問題は、今後あらゆる面から私に實際に臨むように、一つ努力しなければならぬ——これはなかなか中央だけから参らざるべきです。要は実行でありますから、よくいろいろ学校の父兄方の意見だとか先生の意見だとかを給食会でまとめて改善に努める、そしてまた文部省としましては改善に努力する、こういうことで目的を達したい。問題は実にたくさんあるといふように思つております。

○松山委員 ついでにもう一つ、今の問題、やはりたぐさんいろいろの問題がございまして、その中の一つに入ら給食が必要ではないかと思つてござい

ますが、家庭ではおいしいもの

ものでは飲まない。そうしてひそかに捨ててしまふ。容器に一ぱい余つてしまふような粗ができるのです。ありとあらゆる苦勞をしてゐる。だから文部省当局もこれについて交渉をいろいろしておられるが、今聞きますと、どうも攪拌がよくない、ミルク攪拌機を買つて、これについての調合といひますか、そういうことをもう少しやるならばおしい——これもやつておられます。現場では数万円の攪拌機を買つて、分子をこまかくすれば飲めるだろう、かおりをよくすれば飲めるだろう、香料を入れて脂肪を入れれば栄養にいいだろう、こういうありとあらゆることをやつておられる現場の上に立つて、国費の四十億を支出するということを考えてもらわなかつたら、支出だけ先についてしまつて、その対象になるところの子供は全然飲まない。こういうことに力を入れて一体何になりまつか。その根本的な問題を現地を踏まえて——現場の先生と話し合つて言つておられますが、現場の先生とはんとりに話し合ふというゆとりがあつたのですか。こういう問題を考え合はせたときに、政府のこの方法については、まことに靴を隔ててかゆきをかかくような、仏つくつて魂が入つていない、こういう感じがする。こういう根本的な問題については後ほど別の機会にお聞きしたいのですが、その今飲まないものを、食わないものを、あなた方はそれを飲んでみたり、食べてみたりされましたか、そこからお聞きしたい。

○田中(啓)政府委員 私は飲んでみたから、実は先ほど味ないと申し上げたわけですが。ただ牛乳のにおいというものは私はきらいではない。むしろ好きですから、そこが少し違ひるのであります。あのにおいのいやな者はたくさんおられます。なま牛乳でも初めはなかなか飲めない者がすいぶんいる。実は私の経験では、ビタミンがからだに不足しているとき、必ず牛乳のにおいについていやになります。従つて、先ほどちらつとビタミンの話をお聞きしたのには、そういうことなのであります。とにかく飲まぬ者を無理に口を割つて飲ませてはいけませんから、これはどうしても飲めるようにするということでありまつか。もう御説の通り、これは現場的に實際児童に飲ませてみながらやつていかなければ改善できませんから、そういう方向で文部省としては努力したいというふうに思つておられます。

○床次委員長 小林信一君。○小林(信)委員 今給食の問題で、次官の熱意の表明を聞きながら、話がだぶ進んでおるわけですが、今お話を聞いておるような問題につきましても、この前の委員会あたりで大臣が、やはりアメリカの余り物で、かすみたいな物だと言つておられます。政府が非常に自信を持つて給食をやるといふのに、まことにふさわしくない発言があり、また今次官からもまことにこれは不十分な物であるというよりの言明があつたのですが、こういう点につきましても今後この委員会で相当考へていかなければならぬ問題だと思つておられます。それからこれを支給する場合に、現場の問題あるいは学校給食の問題といふふうな相当研究をしていかなければならぬ問題だと思つておられますが、私はきょうはこの法律を出すについて最も重大な問題だと考へた点を一つ申し上げたいと思つておられます。それはこの給食会法の一部分改正を見ても、この中には脱脂ミルクをくまるとかあるのはこのために四十億の金を出すとかといふふうなことはないので、ただ今後学校給食会、学校給食用の物資に要する経費を補助するということがこの法案の重点であり、これを実施するためにほかの条項を修正するといふ形になつておるわけですが、ここでこういう法律改正がなされるとすると、ここには脱脂ミルクということに限定もしてありませんので、今後文部省としては、今まで次官からもお話を聞きましたし、またいろいろうらやま、文部省の体育局から出されておる「学校給食の完全実施へ」といふふうな中にも年次計画も出されておるようなところを見ますと、今後相当希望を持てるよりの条項にも考へられるわけなんです。従つて単に脱脂ミルクだけであつて、今後今の次官のよりの心がまえでおられれば、いろいろの物が、この学校給食会を通じて物資の供給がなされるというふうな考へられるわけなんです。この点で何か御抱負、計画がありましたらお聞きしておきたいと思つておられます。

○田中(啓)政府委員 実はいま小麦粉とそれから脱脂ミルクといふものの配給に日本給食会が当たるよりの仕組みになつておるわけでありまつか。ところが学校給食をだんだん完全に持つていきますれば、それぞれ学校にありまつか、郷土食といふよりの問題が当然出て参りましかうし、それから生鮮食料品その他といふものは、もちろん今でもそうでありまつか、もつと計画的な地方生産によつていくといふよりのことも出てくると思つておられます。そうすればまたこのミルクにつきましても、できれば何とか早く實際しほり立てのなま牛乳をお飲ますよりにいたしたいということをおそらく常識であらうと思つておられるのであります。そうならば、脱脂ミルクの配給はいつの日かにはなくなる、こういうことも考へられるわけでありまつか。

それからまた小麦粉にしましても、郷土食といふことを考へ、また日本在来の食糧といふことを考へますと、何でもかでも小麦をパンの形で食わせなければならぬのか、そういうこともないと思つておられるのであります。麦といふものも出てくるものと思つておられます。いささか個人の見解にわたるわけでございますけれども、そうなつてきますれば給食会といふものは必ずしも学校給食の主たる物資の配給機関といふことではなくなつていくことになつて、こゝろは思つておられます。だいたいは長く日子を要するのだと思つておられます。たとへばもし学校給食になま牛乳一合飲ますとすれば、現在の日本の乳の生産の全量の大半は学校給食に使うといふことになつておられます。なかなかそこまでは急にはいきがたいと思つておられます。しかし一方農業の方の発達と相俟つて、私はいつの日かはそのよりのべきものだ、こゝろは思つておられます。そんなふうな、大体將來の学校給食会といふものはどうなつていくのだといふことについては考へておられるよりの次第でございます。それから考へますと、学校給食にはいろいろな改善をしていかなければならぬ問題がたくさんある。先ほど申ししたのはそういうことでございませう。

○小林(信)委員 大へんに問題が発展しそらになつてきたわけですが。これは、この学校給食会法の中に今度政府の方から必要な物資の供給に要する経費を補助するといふ建前をとつて、脂脱ミルクといふたわずにいろいろうらやま、今後脱脂ミルクだけではなくしていろいろなものも学校給食会を利用して補助するといふ建前をとつておられるのかどうか、こういうふうな質問をしたのですが、かえつて次官からは、そうなつてくると、將來のことを考へてくれば学校給食会なんといふことは問題でなくなるということになつてしまつて、焦点がはずれちゃつたのです。そこでこの際次官がおいでですからお聞きいたしますが、確かに脱脂ミルクなんかに満足してゐるよりの文部省であつてはならないと思つておられます。なるべくなま牛乳を飲ませるといふよりの方向に、ミルクだけの問題でも考へていかなければならぬと思つておられます。そうなつてくればいろいろの問題が出てくるとおつしやつておられますが、これが私はこの給食会法を通して政府にお聞きしたいところなんです。すが、きょうは次官だけにお伺ひしておきます。学校給食といふふうなものは、単に子供を対象にして何をくれるといふことでなく、日本の酪農振興といふよりの生産面を学校給食といふ問題とあわせて考へていかなければならぬと思つておられます。そうしなければ酪農振興の問題もあるいは学校給食の問題も、依然として、先ほどお話をありましたよりに、脱脂ミルクを飲まないとか味

が悪いとか、どうしたら味をよくするとかいうことで終始していかなければならぬ問題だと思つて居るのですが、そういう大きな計画を持つて臨んでいかなければならぬ、今次官のおつしやつたいろいろな問題も起きてくるということだと思つて居る。そこで次官は非常に豊富なものをお持ちになつておられるので、そういう生産面と、消費量から考えれば非常に大きな消費量なんです、これと考へて文部省としてはどんな計画をなされておるのか、この前ちよつと大臣にも聞いたのですが、大臣の答へははく然としておつて非常に不十分だったので、この際次官にお聞きしておきたいと思つて居る。

○田中(啓)政府委員 実はまだそこまでの計画は文部省にはできておりませんが、私は将来の方向へいくべきだといふことを半ば田中個人の意見でありまして、申請上げた程度でありまして、今後は食糧生産を所管しております農林省、それからまた国民の栄養という見地から行政をやつておる厚生省等と相談をいたしまして、これはどうして牛乳一つとりまして、国の生産計画、自由主義経済でありますから、嚴重な計画にはもちろんなりません。計画的なものを立てるにしまして、そのようなどころで相談をして大体的方針を立てていくということにならうかと思つておりました、今後そういう向きで鋭意計画化していくことをいたしたいというのが現在の文部省の心境でございます。

○小林(信)委員 文部省で考へる問題ではないと思つて居る。これはやはり政府全体で、ことに生産面としては農林省というところで考へていく問題です。

が、とにかくそういう総合的な政策の中で学校給食という問題を考へていかなければいけない。一方においては日本の生産力を高める。農村の問題としては、貿易の自由化というより問題で非常な恐慌を来たしておるわけなんです。今のところ農産物の問題は多少押えられて居るような形ですが、一面からは関税なしでもって外国農産物が入つてきて居るといふようなことは、その面から考へれば農村に対しては非常に恐慌を感じさせるわけですよ。一面においては農村の酪農振興、畜産奨励ということがなされて居るわけなんです。非常に矛盾した政策になつて居るわけなんです。その面から私は学校給食の問題は、もつと根本的な問題を、文部省だけでなく、もつと政策の総合された中でしつかり考へていかなければ発展はない。こういう点を、せつかくこれと取り組んで命がけでやりたいというふうな次官の御抱負でございます。その法案があがるときには、相当私たちに将来性のあるものを聞かしていただきたい、こう思つて居るわけなんです。

私は、もとへ返りまして、この法律のつくり方についてお尋ねして参りますが、学校給食法の方を見ますと、学校給食によつて、国が経費を負担する面というものが規定されて居るわけなんです。第六条で、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。国の方の負担と、それから設置者の負担というものがはつきりして居るわけなんです。そして、その二項に、「前項に規

定する経費以外の学校給食に要する経費」、これがいわゆる食へる者の経費なんです。これは父兄が負担するんだ。もし国が負担をするような場合には、いわゆる生活保護法を適用されておるような児童に対しては補助するというふうな規定をされて居るわけなんです。そういう親の法律があつて、ここに学校給食法というものが出て居るわけなんです。四十億の金を学校給食に補助して、そして給食の補助をするというふうな場合には、やはりこの学校給食法の中で、実際給食の面においても国が補助するというふうな、そういう規定をしなければいけないのじゃないか、こう考へるのです。これは法律論ですが、政府の方ではどういふふうにお考へになつて御処理されて居るのか。

○前田(元)政府委員 お尋ねの問題につきまして、この学校給食法でいくのか、あるいは学校給食法でいくのかという点についても、部内におきまして相当論議もいたしたのでございまして、学校給食法でいくという事になりまして、従来学校給食法が脱脂ミルクを取り扱つておつたわけでございます。そして、物資の取り扱い方については、学校給食法の方に書いてあるわけでございます。そこで、これについても、取り扱ひそのものについては学校給食法で取り扱ひの最も適切であると思つて居るわけでございます。従つて、学校給食法で取り扱ひはやはり、この補助についても学校給食法で書けば差しつかへはないじゃないか、こういう結論になつたわけでございます。そこで、三十二条に給食会の事務費について補助をすることが書

いてございまして。それにつけ加へまして、さらに義務教育諸学校の学校給食用物資すなわちミルクでございますが、これに要する経費を補助するということが、法律こそ違ひますが、はつきりと補助するといふことが書かれるわけでございます。この給食法の方の保護者の負担とするというのに対応した点は、明らかに法律の上でなつてくるから差しつかへないのではなからうか、こういうふうな考へ方で学校給食法の中に入れて次第でござい

す。

○小林(信)委員 どうもそこが今の御説明では納得できません。脱脂ミルクを扱つておるからとか、学校給食法を通じて脱脂ミルクの配給をするのが都合がいいからとか、あるいは三十二条に、今まで事務に要する経費を補助するといふことが出ておるから、従つて給食に必要な補助をすることは差しつかへないといふような点から、給食法だけで間に合せておるといふのが、やはりこれは学校給食法という親の法律に、厳として国が施設だけでなく給食そのものにも予算の範囲内で補助をするというよりな条件を盛り込んでおるわけでございます。むしろ給食法の方ではつきり補助するといふものを書いておいて差しつかへないのじゃないか。この根本をくずすといふことになりまして重大な問題でございます。建前をくずすこと自体は考へなくてならぬわけでございます。給食法の方で建前としてはこういふものがあり、そしてそれを補助するといふことであるから、給食法でいつて差しつかへないのじゃないか、こういうふうな考へ方を持つてお

はやはり学校給食法に厳として給食に補助をするといふことを考へたうことが当然だと思つて居るのですが、もう一べんそこを納得のいくように御説明願ひたい。

○前田(元)政府委員 私、ただいま申し上げましたのは、扱ひとしては学校給食法が扱ひ、こういうことは建前上から申しまして当然だと思つて居るわけなんです。従つてその扱ひそのものは学校給食法の改正によつて扱ひをいたすのはこれは順当だと思つて居るわけなんです。そこで今度は、補助といふことだけの問題でございまして、補助といふだけの立場から申しますと、ただいま權威というお言葉がございましたが、学校給食法に盛り込んだ權威がある、学校給食法に盛り込んだ權威がないといふのもどうか。私も内部で論議をいたしました際もそんなんでございまして、權威といふことであれば同じことではないか。ただ、学校給食法の方には建前として、施設設備とその開設に必要な費用は公の負担とし、食へるもの費用は保護者の負担とするという建前に一応おつておるわけでございます。むしろ給食法の方ではつきり補助するといふものを書いておいて差しつかへないのじゃないか。この根本をくずすといふことになりまして重大な問題でございます。建前をくずすこと自体は考へなくてならぬわけでございます。給食法の方で建前としてはこういふものがあり、そしてそれを補助するといふことであるから、給食法でいつて差しつかへないのじゃないか、こういうふうな考へ方を持つてお

それから、給食会法で書いた程度では、何か途中でやめてしまはいはしないかというおそれがあるようなお話がちょっとございましたが、決して私も、この給食会法に入れたから補助を途中で打ち切ってしまう、あるいはいかにいかにしてしまおうというふうな考えは毛頭ございませんで、この補助は、私も多少なことも相当親行なわられるものと信じ、かような提案をしたわけでございます。決して権威のないような考え方は私も持っておりませんので、御了解いただきたいと思ひます。

○小林(信)委員 私にはまだ納得いかないのですが、権威とかなんとかというところは抜きにしても、学校給食法の建前は、施設に対しては国が補助します。それから設置者が責任を持つのだ、給食の面では父兄が負担をするのだ、こういうふうな建前は厳としてこれは残っておるわけなのです。やはり四十億という大枚な金を出して学校給食に、実際給食の面も補助しようとするなら、事実をどういふことがなされるわけなんです。だから父兄の負担とすると、これは必ずしも役をしないようになるわけです。従つてこれに対しては国が補助することがある、補助することができるといふふうに直したつて私は差しつかえないと思ひます。そういうふうにして出発していけば、法律が非常に整つてくると思ひます。

大臣が来たから、大臣にもう一ぺん御説明しますと、この学校給食会法というものが改正になる一番の重点というものは、三十二条の義務教育諸学校の学校給食用物資の供給に要する経費を補助する、これが一番の重点だと思ひます。これをやるために、そのほかのところも多少の修正があるので、これは学校給食法という親法律から考えれば、施設に対しては国が補助し、施設の責任は、これは設置者が責任を負うのだから、給食という、食べた、あるいは飲むということについては父兄が負担をするというのが、学校給食法の建前になっておる。ところが、実際四十億という金を出して、給食の面にも国が補助しようとするならば、父兄の負担とするのではなくて、それに対しては国が補助をするという法律改正をここからして、そして学校給食会法を修正するということが私は建前じゃないか、なぜそれを文部省は参りましたら、学校給食会法の修正で間に合ふのだというふうな建前で、別に給食法を直す必要はない、こういう御答弁なのです。それだったら直していいじゃないか、なぜ直さないのか、こういうふうにお伺ひしているわけです。

○荒木国務大臣 大体政府委員から答弁しました趣旨と同様でございますが、学校給食の建前としましては、現行法の建前で参りまして、給食会を通じてその手はずの遺憾なきを期するといふ方法の点に重点があると考えられますので、学校給食会法の一部改正といふことで間に合ふという言い方も適切かどうかわかりませんが、その方が妥当である、こう考えまして御提案申したわけでありませう。

○小林(信)委員 妥当というところに私たちは不安を感じるわけなのです。そして父兄の負担とするといふふうにしておけば、その予算も国の都合でもってあるいは脱脂ミルクがどれくらいあるべきか、あるいは食糧の都合で、やめなければならぬような場合が出てくる。そういう場合には一番都合のいいのは、学校給食会法の方を直しておけば、この方の改廃は簡単なんだ。基本法を改正するといふことはなかなかむずかしいから、やはり基本法は原則的に父兄の負担として、給食問題は考えさして置く。便宜的なものとして給食会法の方でやつていく。従つてこれはいつ廃止になるか、いつまた影をなくすかわからぬというふうな、そういう不安を持つてくるわけなんです。政府がそれだけの意図を持っておつた、度胸よく基本法で、父兄の負担だけではないことを言明することの方が、学校給食法は、脱脂ミルクだけでなく、将来もつと発展をする意図のもとに今度法律改正をしておるんだといふことになると思ひます。そういう意味で、文部省のこういう方法で出てきたことを疑い、そうして希望するところ、基本法からまず積極的に、父兄の負担だけでなく国が補助するといふふうに出してもらいたい、こういうことを要望しておるわけなんです。

○荒木国務大臣 御要望として、御意見としては私もわかります。行く行くはそういうことにたどりつくべきもの、むろん思ひますけれども、小林さんも御承知の通り、給食そのものが、食糧難の時期に、占領されておる期間中に発足をいたしました。今日、学校給食についてわれわれが理解しております意味とはいささか趣きを異にしておることは、申し上げるまでもなく御承知でございますが、そういう経過をたどつてようやくこの段階にまで参つたのが、現実でございます。従つて完全給食を少なくも義務教育諸学校には、全国的に、全面的に実施したいという希望は、文部当局としてもむろん持つておりますけれども、まだそこまですべて完全な姿として、おっしゃるような基本法的な意味があります学校給食法それ自体を確立する段階に至らないといふのが、正直なことであります。従つて、いづれかの時期におつしやうなことが起こり得るとは、むろん思ひますが、当面学校給食会法を通じて実施するといふところに重点を置きました。御審議を願つておるような次第であります。さりとて、この学校給食のことは国民的な関心事となつておりますし、学校給食を通じての児童生徒の体位の向上、健康保持の面から見ましても、すでに客観的に認めておる、動かすべからざる前向きな方向をたどつて、今日及び将来に向かつておると思ひます。このことを、そのときどきの財政事情によつて後退させるなどというものはあり得ない、あらしめではならないという課題だと存するのであります。そういうことで、給食会法だから安易に扱われる、根本法だからがっちりといふ——そういう言えないこともございませぬが、具体的な施策の遂行上は、法律の名前がいずれでありませうとも、今申し上げましたような受け取り方をしていく限りにおいては、後退することはあり得ない、絶対に後退させないという決意

で臨んでおることを申し添えさせていただきます。

○床次委員長 関連しての申し出がありますから、これを許します。高津君。

○高津委員 今大臣の御答弁を聞きまして、その前に田中政務次官から、学校給食会の将来の私の考え方は、地方色をそれぞれ取り入れ、いろいろ進んでいくのだから、食糧問題そのものは将来は問題にならなくなる、だんだん少なくなるという意見を、われわれはこの耳で拝聴したばかりでありませぬ。ところが大臣の御答弁を聞けば、学校給食はだんだん充実し、広げていくので、これはますます発展させるべきものである、こういう御答弁があったので、政府の見解は統一してない、意見の不一致がある、それじゃわれわれ了承できない、こう考へるのであります。御答弁をいただきたい。

○荒木国務大臣 おそらく政務次官が申しましたことは——予算委員会でも論議的となりまして脱脂粉乳、ことに輸入脱脂粉乳で義務教育諸学校のミルク給食をやるといふやり方、それは適当じゃないか、国産の脱脂粉乳、要すれば国産のなま牛乳というやり方でやつてしまふべしという御意向も添えての御質問があったわけでありまして、それに対しては、国内のなま牛乳ないしは脱脂粉乳の生産が軌道に乗つて、量、質、価格ともに安定した姿になりますれば、脱脂粉乳の輸入量がそれに応じてスライドしながら漸減していくという方向をたどるべきことは当然のことだと考えますとお答えをいたしました。そういう脱脂粉乳に關しての内容が国内製品か輸入品かとい

のときに従来のような建前でいって、はたして国家予算がとれるかという現実問題があるわけでありませぬ。また性格として考えましても、これはいわゆる使つてしまふ金ではなくて貸す金でございます。そういうふうな基本的な性格から、原資を借りて貸すということでも、その振興会の事業の目的が達成できるわけでございます。そこでそのときに、それでは従来のような長期借入れが期待できるかというところ、これは多くは期待できない。のみならず、それをもしつてやろうとすればこれは非常な高利な利率を支払わなければならない。そこでこの長期借入れといひましても、そういう私学振興会とか一般の銀行から借りるのじゃなくて、安い利率のものを借りる必要がある。すなわち、安い利率といひますのは、やはり政府資金、財政資金、具体的には資金運用部からの長期借入れが必要になって参るわけでありませぬ。ところで従来は、その借入れを受けたのでありますけれども、それにはやはり資金運用部資金法の建前がありまして、特別な法的な規制を必要とする。具体的には債券発行能力を付与する必要がある、こういう建前になつておられますので、このような改正をいたして、その資金運用部資金からの長期借入れを得たいというのが今回の改正の趣旨でございます。具体的に債券発行をしてそこから資金を得るというところは現在のところ考えておりませぬ。

○竹下委員 私のお尋ねしたい要点は、財投の、今度の資金運用部からの資金自体がいわゆる長期借入金である。その性格づけをいたしますならば

そうであるということが明瞭になつたわけでありませぬ。さらに私がその質問をいたしましたこと自体は、資金運用部資金法からいへば、ただいまの答弁にもございましたこと、債券発行能力を持たずということになる。そこで私は重ねて今の質問をしようと思つておりましたが、ただいまの答弁の中でそれも明らかにされたのでありますけれども、債券発行は今のごとき、すなわち三十八年度においてはしない。だからその金自体はあくまでも資金運用部からの長期借入金であつて、債券発行というものを考へ方はないといふことでございますが、この債券発行自体は将来ともしないお考えであるかどうか。

○杉江政府委員 私は将来ともしないといふことは必ずしも言えない。資金需要は今後相当多くなる見通しもありませぬので、債券発行を必要とするような事情も起こる可能性はあると思ひます。ただ、そのことが振興会の原資を得る方法として適當であるかどうかといひますと、私はそれはやむを得ない場合の措置である、こう考へるわけでありませぬ。やむを得ないといひますのは、振興会の資金調達の方法という見地からはやむを得ない方法として、ほかで十分な資金が得られなければやはり債券発行といふことも考へざるを得ない時期があり得ると考へます。しかし債券発行については、御承知のようによい見地から、やはり当面少なくとも当分の間は長期借入れで資金を調達する、こういう建前でいくべきものだと私は考へます。

○竹下委員 基本的に考へ方は私と一致いたしております。ただ改善の策として考へた場合に、将来債券発行をすることがあると仮定した場合、たとえば銀行委託方式とかあるいは日銀に背負い込ますとか、いろいろな手はあるであらうと思つておられますが、そういう場合、私どもが考へるところ、いわゆる私学振興のための資金であるだけに、公債である場合においては、その引き受け人とする債券自体の性格について金融機関その他がいろいろな観点から選択するであらうと思つておられますが、そういう場合に政府保証というよりなものを考へる考へ方、今のところ当分の間は債券発行といふことはできるだけやらないようにしたいといふ考へ方、そのときに、債券発行がもしあり得るとしたらという前提で御質問すること自体に私もいささか當を得ない点もあらうかと思ひますけれども、発行した場合には政府保証を行なへばこの債券自体が消化できる何かというふラスの要素になりはしないかといふふうに考へる。そこで、その政府保証といふようなものができる可能性等について承りたい。

○杉江政府委員 実際債券を発行するにすれば、政府保証がないことには實際上できないと思ひます。ところで、今回の改正にあつた政府保証の規定を設けるといふことについては、私どももその方がむしろベターではないかといふ考へ方で大蔵省等とも折衝いたしましたのでありますけれども、大蔵省の最近のこの種の規定の取り扱いとしては、現実には債券を発行するときにその問題は考へてほしい、そういうふうな必要が起こればその規定を挿入するこ

とは何らやぶさかではないが、現実にはその計画がないときに政府保証の規定を入れるといふことは、一般的な扱いとしてしないようにしているから、そういうことで一つ了承してくれ、こういう意向の表明があつたわけでございます。そこで私どもも、当面は、この債券発行を避けて資金運用部資金からの借入れ、最も望ましいのは一般会計からの出資の増額でございますが、そういう方法に依存したいと考へておられますので、そのような大蔵省の意向をも了承して、このような改正をお願いしておる次第でございます。

○竹下委員 筋の通つた話がよくわかるのであります。そこで政府保証の条項を織り込むのはそのときに考へる、そういう方向で仕事自体を進めていく場合には、それに対して大蔵当局等の強い抵抗はないという感じ、私、答弁を承つたのであります。私の議論自体が債券発行といふ一つの仮定の事実に基づいておるところに問題点がありますけれども、これは債券発行はしないといふ考へ方であれば、その点についてのこの私立学校振興会法の改正は、今回しなくてもよかつたのではないかと、こういうことについてお考へを承りたい。

○竹下委員 その点は実はさうなつておらないのであります。実はこの資金運用部資金からの融資をすることについては、財務当局にかなりの抵抗があつたわけでありませぬ。いわゆる財政投融資は、一般に臨時的な経費、しかも多くの場合は収益性の高いもの、そういうものについて貸すのを建前としておる、ところで一体私学のことういつた貸付の一般の状況は、ほとんど恒久性を持つてその必要が起つて

○杉江政府委員 これは幼稚園から大学までの資金需要に應ずるわけでございます。

○竹下委員 そこでいふわけは二十億円の袋の中でそれだけ原資がふえるといふ意味であつて、この財投、資金運用部資金そのものは、特に大学の振興とか、特に高校の急増とか、特に科学技術の振興とか、そういうような指導は伴わない、ただ原資自体をふやして、さうしておつた通り、幼稚園から上までの貸付需要に成しさせる、こういうふうに理解をしていいかどうか。

○杉江政府委員 債券発行能力をも付与する必要がある、という建前になつておられますので、このような改正をいたして、その資金運用部資金からの長期借入れを得たいというのが今回の改正の趣旨でございます。具体的に債券発行をしてそこから資金を得るというところは現在のところ考えておりませぬ。

○竹下委員 私のお尋ねしたい要点は、財投の、今度の資金運用部からの資金自体がいわゆる長期借入金である。その性格づけをいたしますならば

○杉江政府委員 債券発行能力をも付与する必要がある、という建前になつておられますので、このような改正をいたして、その資金運用部資金からの長期借入れを得たいというのが今回の改正の趣旨でございます。具体的に債券発行をしてそこから資金を得るというところは現在のところ考えておりませぬ。

○杉江政府委員 債券発行能力をも付与する必要がある、という建前になつておられますので、このような改正をいたして、その資金運用部資金からの長期借入れを得たいというのが今回の改正の趣旨でございます。具体的に債券発行をしてそこから資金を得るというところは現在のところ考えておりませぬ。

○杉江政府委員 債券発行能力をも付与する必要がある、という建前になつておられますので、このような改正をいたして、その資金運用部資金からの長期借入れを得たいというのが今回の改正の趣旨でございます。具体的に債券発行をしてそこから資金を得るというところは現在のところ考えておりませぬ。

くるのではないか、そういうものについてはいわゆる一般会計からの出資の方が見が通るのではないか、こういう意見があつたわけなんです。財政投融資は収益の伴う臨時的な大規模な経費の充足に充てるという事は、一般論としてはある程度はそれも言えるかと思ひますけれども、しかし私どもは、いろいろな例外がたつたさんあるもので、ことに公共投資というのを考えると、必ずしもその範疇では申し切れないものがある、そういう点を強調して、ぜひ財政投融資からも一つ貸してくれという事を言ったのですが、しかし、向こうはやはり恒久的な資金の調達には適しないから、この私立学校の需要する経費のうち、臨時的性格の強いものにとにかく増そう、こういうことになつたわけでありまして、そこで、文部省としては、一応この二十億の資金は高校急増対策に回すということになつておるわけでございます。

○竹下委員 そうすると、私もいささかこの資金運用部資金の性格等々についてのことを了知いたしておりましたが、そこで、いわゆる原資の中へ無条件で政府資金を、長期借入れ金なるものをふち込むということではなく、やはり高校急増ということがその中に浮きほりされておるとするならば、それ自体四十一年度以降の生徒漸減のときに、こげつくおそれというものはないかどうか。

○杉江政府委員 財務当局はそういうふうな言い方をして、これを減らそうと一応言うと思ひます。しかし、臨時的な経費は、このほかにも、たとえば科学技術者養成のための経費は、臨時的な性格を明らかに持つております。

それからまた、一般の施設整備も、これを早急に基準まで高めて整備する、こういう意味合いの経費が非常に多くを占めております。そういう意味からいたしますならば、臨時的な経費が大部分を占めておるといふことが私どもは言えると思ひます。そういう見地から、今後この金額をふやすように努力したいと思ひます。もちろん、一般会計から多額の出資があれば、それに越したことはないわけでありまして、だから一般会計からうんとやるからこつちを減らせというならば、私どもは喜んでそのようにいたしたいと思ひますが、そのことがなかなか期待できない。しかも依然として多額の資金需要が続くという限りにおいては、今後とも財政投融資のワクはふやしていくべきものと考えております。

○竹下委員 今いわゆる財投の受け入れ自体は第二次的なものであつて、政府出資そのものがベターというよりもベストであるということ、答弁の中に四回おっしゃいました。私はそれもその通りだと思つております。ただこれが改善の策として、今後ともこのことが要求される際の、財務当局との議論等について、一通り、ここで裏打ちをしておきたいと思つて、あえて御質問を申し上げた次第であります。

最後に、この法律の問題でもう一つだけ、三十九条の二の「文部大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ。」この財投受け入れの必要条件として大蔵大臣との協議が必要であるかどうか。

○杉江政府委員 その通りでございます。○竹下委員 三十九条の二の「文部大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ。」この財投受け入れの必要条件として大蔵大臣との協議が必要であるかどうか。

大臣と協議しなければならぬ。」一、第五條第四項、第二十二條第二項、第二十四條第一項、第二十七條、第二十八條第一項、第三十條、第三十三條第一項、その次の「第三十四條第一項」といふのが、長期借入金、私学振興債券を規定したものであるという理解でよろしいか。

○杉江政府委員 その通りでございます。○竹下委員 それでは今度は私学振興の問題自体についての関連性で、ごく短期間質問をして終わりにしたいと思ひますが、局長の答弁の中において、四回明らかになされたごとく、振興会の政府出資というものがベストであるという事は、私もその通りに思ひます。そこで年々わずかながら増額されてはおりますけれども、今後の私学の需要がますます増大されてくるものと思はれる今日、今のような形で、少くも少しづつ少くも上がつていったのでは、一方またこれでは不足だから財投をという事になると、両天びんにかかれていく可能性というものが、今後あるのじゃないかという事を懸念いたすものでございます。そこで、さはさりながら、財政当局に対してこれが要求を行なうに際しては、私学振興の長期計画というものがあつてしかるべきであり、またその長期計画に基づいての政府出資、それが場合によつては長期借入金に肩がわりされる場合があつても、そういう要求をしてこそ追力を伴うわけでありまして、その長期計画自体について、簡単に御説明をいたしたい。

○杉江政府委員 私学振興会からの貸付の対象は、大きく分けて一般施設費と、理工系学生増募、高校急増対策、

この三つになるわけでありまして。このうち理工系学生の増募につきましても、いわゆる私学だけでなくして、全体のいわゆる科学技術者養成計画の線に載せて、私学で担当する部分に対する貸付でございます。従つてその計画は今のところ四十一年度までの四十九年計画になつておるわけでありまして、それから高校急増対策は、御存じの通り四十九年度をもつて一応終わる三十九年計画になつておるわけでありまして、その二つにつきましても、他の計画の上に載せて私学でそれに応じた措置をするのはどうしたらよいかということ、その資金需要も計算され、また振興会からの融資額も計算されておるわけでありまして、この振興会からの貸付の特長なもの、また最も本質的といひますか、そういうものとしては、いわゆる私学の施設一般を基準まで充足する、こういう経費でございます。これは私学の現状は、著しく国公立に比べて不備な状態でありまして、これをどうしても充実していかなくてはならぬ。これについては前から私どもは計画を持っておりました。具体的に言いますと、三十五年から十一年計画で、これを充足したいという計画を持っておるわけですが、現在のような予算獲得状況では、この計画は大幅に延びざるを得ないということでございます。

○竹下委員 御説の通りでありまして、三十一億円の半分にも満たないわけでありまして。このペースでいつても十一年計画が二十一年で完成されるといふような情ない状態でありまして。そこであるいは他の建設省の道路計画でありますとか、そうしたものと同じように、私学の理工系増募、高校急増は

してその中で貸付対象はさらに制限されるので、今までの率でその貸付予定額を計算いたしましたして、所要額は三百十三億になるわけなんです。このような状況になりまして、しかし今申し上げた数字には、たとえば危険改築の経費が入つていないとか、屋体とか講堂の経費が入つていないとか、それから病院とか寄宿舎、研究所等の経費も含まれておるわけなんです。だからそういう対象は、私は今後は当然入れるべきだと思ひますけれども、そういうものをいれたいと思ひますと、この所要経費はおおよそその計算でありますけれども、やはり一十億にはなると思ひます。しかしそういうことでもなくして、当面一応事務的に今までのペースで考えた数字として、たとえば一般施設費は貸付所要額として二百二十億必要という計算が出るのであります。これを先ほどの計画でいいますと、あと七十年間でも必要があるわけなんです。そういうわけなんです。ところが今年度の振興会貸付計画は、このうち十四億しか見ておりません。それだけこの十一年計画といふのはぐつと先へ延びるということになるわけでありまして、十分でなかつたかと思ひますが、これ一つ……。

○竹下委員 御説の通りでありまして、三十一億円の半分にも満たないわけでありまして。このペースでいつても十一年計画が二十一年で完成されるといふような情ない状態でありまして。そこであるいは他の建設省の道路計画でありますとか、そうしたものと同じように、私学の理工系増募、高校急増は

してその中で貸付対象はさらに制限されるので、今までの率でその貸付予定額を計算いたしましたして、所要額は三百十三億になるわけなんです。このような状況になりまして、しかし今申し上げた数字には、たとえば危険改築の経費が入つていないとか、屋体とか講堂の経費が入つていないとか、それから病院とか寄宿舎、研究所等の経費も含まれておるわけなんです。だからそういう対象は、私は今後は当然入れるべきだと思ひますけれども、そういうものをいれたいと思ひますと、この所要経費はおおよそその計算でありますけれども、やはり一十億にはなると思ひます。しかしそういうことでもなくして、当面一応事務的に今までのペースで考えた数字として、たとえば一般施設費は貸付所要額として二百二十億必要という計算が出るのであります。これを先ほどの計画でいいますと、あと七十年間でも必要があるわけなんです。そういうわけなんです。ところが今年度の振興会貸付計画は、このうち十四億しか見ておりません。それだけこの十一年計画といふのはぐつと先へ延びるということになるわけでありまして、十分でなかつたかと思ひますが、これ一つ……。

別といたしまして、一般施設費の点について、基準に達するまでの年次計画そのものを財政当局に初めからのまじり、そして予算の都合によつて、ことしは何ぼついたから、これは十カ年計画が十二年に延びたとかいうようなことが、ちゃんと文教行政の体系の中において説明されるまでの基礎ができておることが私は好ましいのでございませう。その基礎自体が、国立大学等においてはやはりできておるといふふうには思つておりますが、私立大学についてはそういう基礎自体がまだできていない。そこに私学振興自体の問題点があると思つております。

そこでこの問題については、いろいろ政府出資とかね合ひで、また財投自体を考へていく、これも予算上の方法としてはあるべきことであり、かつ財投自体が頭出しをしたという事は、これは荒木文政の一大躍進の一つであると思つておられます。さらにこの私学振興、そして基準整備の計画自体というものを政府内の一統した一つの見解としてのみ込ませることによつて、予算の範囲内で、それが延びるなら一年延びる、二年延びるということが一々確定できるような体制で、私学振興自体に当たつていただきたいと思つております。この私学振興自体に對する文部省の基本的態度について、荒木文政大臣にお尋ねしたいと思つております。

○荒木国務大臣 ただいまの御意見には、私も全面的に賛成でございます。今までそういう角度からの努力が、必ずしも十分でなかつたことを考えさせられます。全努力を傾けたいと思つて、同時にまた資金面におきまして

も、個人、法人からの淨財が集まりやすくするための税法上の措置等、今後に残された課題があるかと思つて、それも含めて文部省としては努力すべきものと思つております。

○竹下委員 私も税法上の問題についてもお尋ねしたかったのであります。大臣からの御答弁でそういう心組みが示されましたので、これについては触れないことといたします。

そこで最後に一つ、振興会は学校に對する資金の貸付ということとは別の目的であります。そのほかいま一つの重要な任務がございませう。現在私立学校教職員共済組合と私学研修福祉會對しての助成を行つておるのであります。この助成財源を確保することは非常に大切なことであります。そこで政府出資額、たまたま二十億なら二十億の財投が、かりにもし政府出資額であるといふならば、それだけ剰余金自体も多くなつてくるわけでありませう。そこで一面それによつて、たまたま財投自体、政府出資が財投に肩がわりしたとそれ自体考へたときの剰余金の減少分、すなわち利益や等々につままして、利子補給等も考へられるわけでありませうけれども、それがごとごとく研修助成という方向へ向けられるものと判断しますならば、ここで新たに別途な方法で私学研修福祉会とか、あるいは教職員共済組合というよりなところへ研修助成という形を、文部省自体で考へる考へはあるのかないのかということをお尋ねしたいと思います。

○杉江政府委員 私学振興会の大きな任務として貸付と助成とがあるわけですが、この助成はやはり私学振興会の

一つの基本的な業務として重要な意味を持つておることは御指摘の通りであります。そこで今回の措置、すなわち資金運用部資金からの借り入れのこと、その基本的な性格に影響を及ぼしはしないかということが前から心配されたわけでありませうけれども、これは私も影響をさすべきではない。今後ともいゆる助成金を出すとということが必要であるし、これは伸ばしていかなければならぬ。さう考へて、その点を財政当局にも認めさせておるのであります。従つて、さういふふうな基本的性格が変わりませぬので、今後ともこの助成をふやしていく方向をとるべきだと考へております。

では具体的にそれが可能かということになります。それは現在のところ可能であります。将来の一般会計からの出資が、ほとんどなくなつて、財政融資だけになつてくる。しかもその金額が相当大幅になります。今申されたような逆さやで、さういふ助成を圧迫するところが起こりますけれども、現在の情勢ではさういふことはいきません。三十八年度におきましても、若干ではありますけれども、この助成をふやす措置を現に考へておられます。今後ともそのような方向で考へていきたいと思います。

○竹下委員 大臣の御決意の表明でも申しますか、基本的な考へ、すなわち税法上の問題等も考へて、省内において今後とも検討していきたい、私はこの問題につきましても、せつかくの御努力によつて財投というものが確保せられた今日、これを合理的な裏づけをするためにも、明年度予算編成までにはさうした私学自体の年次計画というものを確立されることが好ましいと思つて、そのことをさらに強く要望しますとともに、ただいまの助成の問題であります。これはこまかな話ではございませうけれども、この助成自体、いわゆる研究団体助成、その研究団体の中へこれらが入り得る可能性があるならば、それらの袋の中に入れてもらつて、別途振興会からの助成はもとよりでありますけれども、国自体からの助成の方法も考へられることが好ましいという意見を申し述べまして、私の質疑を終ります。

○床次委員長 これに関連して質問がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 今提案になつておる法案及び竹下委員の質問に関連して大臣にお聞きをしたいと思つて、私学計画の必要を今竹下委員からも要望されたのでありますけれども、これは深刻に考へてもらわなければならぬ問題があると思つて、現在高校急増が全国のPTAの問題になつて、大きい問題になつておるわけですが、三年後になると高校卒業者が急増して、卒業するときにまた大学入学問題が出てくる。そのときに、高等学校から大学に押し寄せていくときに浪人をつくる。これはまたさういふ青年の優越感、劣等感の中に入つていく青年がどういふ方向にいくか、社会問題だと私は思つております。従つて、三年後のこの大学に關する入学難、試験地獄の問題を深刻に考へて、今から文部省でさういふ入学難解消の計画の一環として、私学計画を立てなければならぬ。その点大臣は、その場その場限りの文教政策でなしに、さういふことを見通して計画

を立てる必要があると思つて、その点、大臣の、現在から見た三年後の計画をどうするかという点についての御意見を聞いておきたいと思つて、前向きに検討を加えまして、この課題に取組むべきものと存じております。

○山中(吾)委員 その中に私学問題が重要な計画になつてくるので、国立、公立大学の学生と私学の学生の比率は大體六対四、あるいは七〇に近いのが私学の学生である。そこで現在有名校に集中する。あるいは施設、設備というものが無いのに定員を倍加する。あらゆる問題はここに出てきておるのであつて、施設、設備のいわゆる平均化といふことを頭に置いた私学充實計画といふものを立ててやらなければならぬ。そこでさういふ財政融資を振興会にもつと増額をし、あるいは一般の助成についてはどうするかといふことを具体的に立てるべきである。前向きといふ言葉はさういふ意味ですか。ただ抽象的にさうおっしゃつておられるけれども、内容がわからぬから、もう一度お答え下さい。

○荒木国務大臣 国立大学に對します考へ方と、私学につきましても前向きの対策を立てねばならない。そのいわば突破口の一つとして財政融資の道を開くということも、まさに前向きの初年度であります。さういふ方向でもって充實していく努力を次の年度にはさらに加えていかねばならない。先刻竹下さんにもお答え申しました税法上の問題等も考へまして、民間の淨財が入りやすくする努力もあわせ行なわねばならない。六対四の比率は文科系においてさうだと思つて、理工

系については逆に四対六というふうな比率になつてゐるようでありませう。一面また学科の新設、定員増につきましても、単に届出をもつて足るといふ法律そのままで今運営してありますことも、あわせ考えますときに、なかなか把握しにくい面もございますが、そういうものも要素を考慮せねばならぬから、数年後に控えておる大学入学の問題に取つ組むべきものと考え、検討をし始めておるわけでありませう。

○山中(吉)委員 三年後、四年後に高等学校の卒業者が何名ふえるのか、今までの実績において大学希望者は何割か、それに基づいて日本全体の大学教育計画はどのくらい必要ならぬかということをやらねばならぬ。従つて三カ年計画あるいは四カ年計画で今から着手すべきであると思つたので、その点具體的にそういう資料を出していただきたい。この国会中でけつこうです。どのくらい高等学校の卒業生がふえて、どういふカーブを描くか、そういうことを出さないと場当たりになる。なぜ申し上げるかという、今問題になつてゐる高校急増の問題も、終戦直後の年に満州、中国その他の方におつた者が全部帰つてきて、そうして久しぶりで奥さんと会つて生まれた子供が今ここに現われてきてゐるわけなのです。そのときに文部省は、十年後にはこれだけふえるということももうちゃんとわかつていたはずだ。そこで計画を立てていくことが、いわゆる教育白書の中にあるところの長期計画が必要だと力説しておることなので、それを観念的に言わないで、そういうことを見通して立てるのが私は文部大臣の責任だと思つた。高校急増の問題について

も、そういうふうにならぬよう配慮をした御主人と会つて生まれてきたその子供のこの中からすでに計画を立てれば、こんなに大騒ぎをする必要はないのであつて、同じくまた大学問題は三年、四年後に出てくるわけですから、その点もつと科学的に考へて計画を立てる。その中に私は官公私立を含んだ総合的な日本の大学教育計画が立つと思つてあります。科学技術の問題にしても、現在いわゆる大学希望者が理科の方は非常に多い、理工科、工学部も多い、どちらが多いというその入学難のパーセンテージの中に、文部省としてはこの学部はこれだけふやして解決するといふふうな科学的計画も出てくるはずであります。その資料をすつとお調べになつて出していただきたい。局長、出せませうか。

○小林政府委員 大学教育の計画につきましては、実は私も事務的な検討はだんだんいたしておりましたけれども、ただこれからの経済情勢、その他社会情勢の変動といふものがどういふふうになるかといふことが非常に大きなファクターになるわけでございます。外国の大学教育の事例等も参照はいたしておりますけれども、検討すべき問題がきわめて多いので、たとえばただいま山中先生のおっしゃつたように、この国会中に出せとおっしゃられなくても、実は非常にラフなものにしかならぬのじゃなからうか、私は事務的にそう思います。さらに十分検討の必要があるのじゃなからうかと思つております。

○山中(吉)委員 私の言ひのは、経済の状況に關係しておるのじゃないのです。今までの大学の各学部、学科に対する入学希望者と定員との關係で、どのくらいの率であるという実績がある。経済の事情によつてある程度の変動があつても、大体の実績がありますよ。理科というのは非常に競争率が多いのだ、理科で工学部は多いのだ、そういう中で大体の見通しをお立てになることはできるんじゃないですか。そうでない、毎年のように不景気になる、景気になるといふふうなことで動くか周囲にやがるので、入学をしたときに景気がよくなるので、四年後には不景気になるのじゃないですか。だから、そういう経済的なことによつて左右されるから、教育計画が逆に立たなくなると。父兄の方も、今電気の方が景気がいいからといつて入れる、四年後には電気の方が余つてしまふ、こういうことになるのですね。それが教育投資の弊害なんです。子供にこれだけの投資をしたら卒業したときに有利になるといふ計算をして、たいてい入学するときは現在景気のいいところへみな殺到する。卒業する時分にはみな棄つてしまつておる。だから、やはり人間形成といふ自主的立場において教育計画は立てなければならぬ。その実績によつて立てられると思つたのです。だから、それは欠陥があつても、少なくとも本年じゆりに立てるといふ決心をしないと、同じことを繰り返すと思つたのです。そしてこの入学難、試験地獄で、子供は家を出る、自殺をする、親はノイローゼになる。そして私学においても、入学金を無理しても入らざるを得ない、こつこつ社会問題が出る。あらゆるものが出る。学校教育法の目的がみんなはずれて、全部予備校になつてしまふ。そして全部日本の文

行政がひずみを来たす、重大な問題であると思つて思ふ。簡単に考ええなすべき問題ではないと思ふ。それはラフでもいいから立てて下さい。真剣に考えなければいかぬですよ。

私はこの高等学校の中における問題を一つまた大臣にお伺いしますけれども、この間も、九六%は全部入ることになつておるといふ数字の魔術で問題の分析が終つたになつてしまつて、まことに遺憾なのですが、そうでなく、設備のいい優秀校に集まる、そういうことがこの問題ですから、それで現在産業教育振興法、あるいは定時制について設備基準がある。設備基準を百パーセントにすつと計画的に立ててそろえていけば、各高等学校の格差がなくなつてきて、いわゆる入学難を實現的に解決できる。だから、せつかつ法律にそういう基準があるのですから、この基準完成年次計画を立てるといふことは、私はこの問題の根本的解決であると思ふ。幾ら学校がある程度ふやしても、そういう優秀な学校と非常に設備の悪い学校との格差を置いておる限りは解決しないので、九六%は大体入つてゐる、そういうことをおっしゃつて文教政策は解決するものではない。その点をもつと具體的に立てていく必要がある。その点、そういう具体的な計画を各事務当局に命じてやらすといふことを大臣は明言をされるだけの責任は、私はお持ちになつてしかるべきではないかと思ふ。いかがですか。

○荒木国務大臣 責任を持つてやらねばならぬと思つた。有名校といふお話が出ましたが、日本全国にありませう、たとへば高等学校でも、すべて有名校にしたいものだ、こつこつに思ひます。施設、設備はもろろんのこと、学校の先生も、東京の先生が勉強してりつぱであるならば、いなかの高等学校の先生も東京の先生に負けないように勉強してやつていただく。そして全部が有名校になりますれば、特定の学校に殺到するよりな、試験地獄で何だといふ騒ぎはもうほとんど解消できるのではないかと。そういうこともあわせて考えながら責任を持つてやらねばならぬと思つております。

○山中(吉)委員 大臣が久しぶりで責任のある答弁をされたので、きょうはこれで終わります。具體的に法律で設備基準があるのですから、ところが、いなかに行きますと、理科設備にしても何にしても、東京とか、そういうところだけが進んでおるので、非常に格差がある。格差は経済だけではないのです。文教關係の施設が、大都市といなかの学校とどどんと格差があるので、その格差を解消する計画をお立て願ひたい。責任を持つて考えたいことですから、私はこれで終わります。

次に、簡単にお聞きしますが、国立学校の一つの問題として、工業教員養成所のことでお聞きしておきます。簡潔に質問しますから、時間がないうから、簡潔にすばりとお答え下さい。この工業教員養成所を設置するときに、われわれは四年制にして、三年制の速成教育、インスタンツト教育をして理科關係の教員を出すといふことはいろいろの弊害があるといふことで、反対をしたのでありますが、そのときにいろいろの矛盾を残して実行がされておる。その後、大学に付設しておる

ところの施設であるから、学部には施設を全部使われて、教員養成所は差別待遇を受けて、なかなか施設を使うことができないという不平が学生から出た。それから、教授、助教授の欠講が多くて、一週間に二日も遊ぶというようなどがある。たつた三九年の間に、おいてそういう状態であったは、自信を持って教壇に立てない、何とかしてほしいという要望、それから卒業後の待遇が不安定であるけれどもどうなるのかという、切なる学生の要望があった。聞くところによると、まだ待遇が人事院との関係においても未解決だ。そうした不安のままに、あの教員養成所が、最初の設立当時の矛盾を含みながら今まで来ておるといふことを聞いておるわけです。こういふ国会の中で明確に答弁をされて、学生に安心をさせて、希望を持って勉学するようにお答え願う責任があると思ふ。おそらく、これは局長でないか、詳しくは言えないと思ふから、まず局長からお答え下さい。

○小林政府委員 工業教員養成所は、御承知のように三十六年度にスタートをしたわけですが、設置早々の三十六年度におきましては、たゞいまお話のございましたように、施設設備におきましても、また教官の組織等におきましても、確かに整備が十分でなかったところがござります。しかしその後三十七年、並びに三十八年の予算で、かなり物的、人的な整備が行なわれたものもあり、また行なわれる予定でございます。たとえば、先ほどお尋ねのございました建物につきましても、これは当初からの計画でござりますが、三十六年並びに三十七年で予定の坪数がすべて建築が完了することに

なっておりますので、この新しい施設で規定の授業が支障なく行なわれる見込みでございます。

それから教官につきましても、確かに昨年の四月当初等におきましては、定員に對してかなりの欠員がござりましたが、本年度と申しますか、本年の一月現在では、かなり充足されてきております。もちろん多少の欠員はござりますが、これも個々の付置される大学で非常に努力をしてもらつております。なお、定員につきましても、明年度の予算では五十七人の教官の定員を増してもらうということが認められております。

それから卒業後の待遇でございますが、これにつきましても、まだ今後一年間の余裕があるわけでございますが、これに對して文部省としては、すなわちこの目的を定めて人事院と折衝中でございます。要するに工業教員養成所の卒業生が大学の卒業生と初任給に格差がでないような何らかの措置を講じたい。もちろん四年制の大学と三年制の工業教員養成所でございますが、期間の差はござりますが、就職の一年後における給与で格差を生じないように初任給の措置を講じたいと思つております。またいわゆる初任給調整手当等につきましても差等の生じないように人事院と十分折衝したいと思つております。

○山中(吾)委員 給与の関係は、だんだん卒業が近づいてきておるわけですから早く明示をしてやるべきだ。やはり大学卒業並みのことをしてやらないと、設立当時の趣旨で、国の要請で三年にして工業教員を充実するのだという事なのですから、そこに入れた学

生を差別待遇するというのは国の責任だと思ふのです。ちゃんとしてやらなさい。それは明確にしてあげていただきたいと思ふ。

それからこういふ短期の養成所の教育は、学校の中で教壇に立っておる間にだんだんと仲間同士で一つの心理的な劣等感、優越感あるいはお互いに心理的ななみぞができるということは、戦前の臨時教員養成所の卒業生とその他の卒業生の関係で教師間にわだかまりができたことは、もう歴史的に証明済みであるので、さらに勉強したという卒業生には大学の学部に進学できる、そうして希望を持たせてやるということが何とでも必要である。そういう点はたいに考慮するということとを、この法案をつくるときに文部大臣が言われたはずなんです。そういうふうな方向に検討されておるかどうか。今ここで学生が希望を持てるように答えられることを希望して、文部大臣からお答えを願いたいと思ふ。

○荒木國務大臣 たいだいま山中さんの御指摘の点は、仰せの通り法案審議の際に論議せられたことであり、御要望もあつたことでありまして、その当時検討したい、善処したいという趣旨のことをお答えしたと記憶いたします。そのお答えしましたことは誠に実行に移して参ります。

○山中(吾)委員 きよよりは文部大臣は久しぶりに誠実に責任を持って、今まで一番率直に言われたので、質問はこれで終わりますが、ぜひそういう方向で一つ御努力願いたいと思ふ。なお関連して三木、村山委員が質問があるそうですから、私はこれで終わります。

○床次委員長 大へんおそくなりまして、関連質問の申し出がありまして、しばらくごしんぼうをお願いしたいと思います。

三木喜夫君

○三木(喜)委員 いろいろお聞きしたわけなのですが、時間もありませんし、すでにお昼も過ぎておりますので、一つだけお聞きしたいと思ふ。

それは去る二月二十日に予算委員会第二分科会で滝井分科員の方から質問されました入学金の問題です。また当委員会でも同僚の村山委員からこの問題が提起されております。それにつきまして入学金の問題は何か早急に考えなければいけないということを文部大臣の方から答弁されておりますが、考えておるうちに入学金の問題はいろいろ論議を呼んで参りましたし、措置がとられて参りました。この機会に一体具体的にどのような措置をとつてこの問題を解決されようとしておるかというところが私の質問の要点でございます。

まず、村山さんの聞かれた、入学しない場合でも納入する例が多い、それはもう付主義で道義的に許せない、それに対して文部大臣は、傍観できないので早急に検討する、このように言われておりますが、その間におきまして種々論議が出て参りましたことを私たちがつぶさに検討いたしました。これは借家の契約で言うところの権利金と同じだというふうな意見も出ておりますし、また汽車に乗る場合に切符を予約する、その切符代であるというふうな意見も私学側から出されておるわけでございますが、これに對して反対する

側としましては、切符ならばキャンセルすることができるといふより工合で、いろいろの間で意見が戦わされて現在まで進んで参りました。今現実問題としては、これを没収することは違法であつて、これを訴訟するといふような段階にきておりますが、この問題に對して私学側からそうした論議が出、そして父兄が非常に問題にしておる中で、入学金は返さない、法律的に問題でないということ、日本私立中等高等学校連合会の久保金三郎事務局長は、二十日、入学金は授業料とともに私学のおもな財源であるので、返還要求があつても返さないことを申し合

わせた。申し合はせただけならいいのですが、加盟千五百私立高校長あてに通告をする、こういふように事態が発展して参つております。入学金の性格というふうなものもいろいろあると思ふますけれども、これは明らかに世論に對するところの私学側の一つの反発である。それからその中に、入学金をとやかく言ふ人は学校のあり方を知らない人だ、国立は文部省令、公立は地方自治体の条例で定められ、また私立はそれぞれの学則によつておる、こういふようなことをいっている。こうなつてくると、私学の入学金問題をめぐつて、父兄として私学側、いわゆる入学金問題を否とする者の側と是とする者の側において感情的に對立する事態に至ることを私は非常に心配するわけでありまして、これが大臣が早急に解決をしなければならぬと言われておる間に進行しておる問題であつて、入学金の問題は単に訴訟するとか訴訟しないとかいふような問題でなくて、文部省、父兄側、そして私学側も前向

きになつて解決をしなければならぬ問題ではないか、こう思ふのです。私学の助成金と言いますか、財投から私学協会に融資するところの問題について竹下さんの方から質問があり、私学側に対しての問題として非常に文部省は考へておられる点も聞いておられるが、幸いそういふことになつておる。私学側といつても、科学技術者養成とかあるは高校急増に対してはそれぞれ使命を果たして、国の文教政策に対して、国是に対して協力をしておるのです。そこに、こういふ問題が軽々にはつておかれるというところに問題があると思ふ。一体これに対して早急にどのように解決をつけようという考へに立つておられるか、またどういふように解決をつけるように進めておられるか、これをお聞きしたい。

○荒木国務大臣 お話しの通り早急に検討したいと申しましたし、今もそう考へ、事務局でも検討を始めております。しかしことしの間には合いません、という意味は、そのときも申し添えた通りです。御指摘の通り新聞記事を通じて見ましても、それぞれ意見が出ておるようであり、ラジヲを聞いておられる方も、いろいろとそういうことに関連しての論議がかわされておることも、私も承知いたします。事柄それ自体は、さかのほれば戦前からあつたことでもあり、戦後今日に至りますまで、ある程度慣行されてきておる。今まではそれが大して問題にならなかつた。高校急増といふのが実際以上に喧伝されておる傾向もなきにしもあらずと思ふますが、そういうことから特にこの問題がマス

コミ上の話題となつたといふところから、お話の出るゆゑんもあろうかと思ふ。訴訟を起すことは自由です。起されれば裁判所の判決に従ふべきを得ない。文部省でどうするといふわけのものじゃないと思ふ。ただ私だけの私見ですけれども、一種の手付であるとするならば、法律論としては解約したならば手付損になることは当然だ。寄付金の性質を持つものがあつたらば、児童生徒の保護者としてどこかに入れたといふ熱望を持つておるといふ状況にいわば便乗して、良識を持つて判断されて妥当だと思われ以上のものが課せられておるかどうかという課題もございませう。それを、全国たくさん対象校があり、問題の所在がたゞさんありますときに、文部省みずから手のことしの課題をどうするといふ具体策はございませぬ。そこで来年度以降に對してこういふ騒ぎが起らないように、たとへば私学側の一般的な自衛、再検討ということも必要でございませうし、また父兄側にも考へるべき点もなしとはしない。そういう課題と取組みましても、文部省が行政指導的に何がなし得るか、いかなることをなせばよろしいかは、その簡単に結論は出ない課題であることは、本来の性格からしましてやむを得ないことと思ふ。検討はむろんせねばならぬし、始めておりますけれども、ことしの間には合わぬ。残念ですけれども、率直に申せば、そういうことだと存じます。今後に向かつてこういふ騒ぎが起さないようにいかにすべきかを検討したいと思ふます。

○三木(喜)委員 前の予算委員会で、何らか平和的に事がおさまることは当然ですが、そういうことも事務局が立つものなら考へてみたい、そう思つております。だから対策が立たなかつた、こういふことになるわけでありませぬ。そこで山中さんの質問には、私の聞き違いかもしれませんが、早急に何とか考へなければならぬと言つておることしの間に合わぬなら早急といふことには当てはまらぬわけですが、私はこの問題についてはやはりある程度前向きで解決をつけることの方途はあると思ふのです。それはすでに父兄側では、先がた私も触れましたように、私学側と話し合ひ、あるいは文部省もこれについては仲介の勞をとる、私学側をお互い聞いていくといふことも、一つの方法だらうと思ふのです。

ここにもう一つ具体的な例を申し上げたいと思ふ。西宮市の報徳学園という私立学校がございませぬが、これは合格の可能性がない場合には同校の受験を控へさせる、一般から二百人募集するのですが、千人以上の志願者があつたので、各学校と話し合つてこの問題については対処しておるといふようになつて、村山さんの話の中で、高校急増に對してもうけ主義的な考へ方については何とか考へてもらわなければいかぬといふことが提示されておりました。私は、一々検討は、府県の教育委員会を道せばこれは可能だと思ふので、水増しをして募集しておつたり、あるいは入学させておつたりといふもの、いかに悪質であるといふものは、私学の名誉にかけて、文部省がサゼスチョンしてこういふ問題を取り消さなければ、父兄の信頼は、せつかく私学がこういふ苦しい財政の中で財投融資まで受けて私学の振興をはかるとしておる、この中において私はそういふ良心的な考へ方が水泡に帰することである。そこで方法は、現実なところを食ひとめよ、このように考へて善意の措置をとつておるのであります。こういふことは可能だと思ふのです。また話し合ひも可能だと思ふのです。私たちがこの訴訟といふことが、これは本命的な問題ではないと思ふのです。それよりもそういう問題が私学の間に解決つて、私学も父兄も一緒にいふところに、日本の文教行政なり文教の前進があると思ふのです。その点についてもう手はない、これだけ議論を呼んで、新聞あるいはラジヲ、テレビあたりで取り上げておる問題を拱手傍観する手は私はないと思ふ。どうですか、その点。

○荒木国務大臣 元來、現在の私学のあり方は、今御指摘のような課題につきましても、文部省が当然に関与する建前にはなつていないことは、御案内のごとくであります。公立を受けても、私学の方に向く人もむろんございませぬが、概念的に申せば、公立を捨てて私学を選ぶ、その私学との間に一種の利用契約を結ぶといふのが、入学願書を出して試験を受けて入るといふことでございませぬ、その場合にいろいろ付帯した入学金その他のことは、学校利用契約、一種の誘引的な入学案内等には明記されておる。学校の校則も印刷されたから配付されておる。それを万事承知の前で利用契約を結ぶといふのが、法律概念だらうと思ふ。これは学校も一般に不特定多数の者を募集し、それに應じていく人との相互関係でございませぬから、法律的な制度的なことを申せば、それ自体文部省としてこれの中申すべき筋合いのものじゃない課題だと思ふ。ただ今お話しの通り、社会的な問題となつてきたじゃないか、あるいは集団的に訴訟まで起すといふ気がまよふところもあるやに承知される場合に、傍観してよろしいかといふ、一種の行政指導的な課題としてお話しなさいませぬことはわかります。その意味において直ちに検討し始めなければ、来年の間にもむろん間に合いません。何とか手があるかないかも検討し始めることは当然のことであるといふ氣持をくめてお答えをしたと私は意識しておりますが、現実の問題となりませぬと、全国に散在しておられます高等学校に關連した問題を、ただ、たまたま知り得ただけのことについて行政指導的なことをやることもいかにあつたらうか。実態、真相を把握することそれ自体も、三木さんもおっしゃつたように、都道府県の教育委員会を通じてしかわかり得ない課題でございませぬ。現状把握だけでも容易ではございませぬ。急場の間に合わぬ。ただし、私学協会等を通じて、当面の課題として何と話し合ひで話がつくものならばつけたいといふことがございませぬ。決打でないことは当然でございませぬ。そういう程度のことには事務当局が検討をいたし、接触もいた

しておるわけでございますが、おしなべて申せば、ことしは間に合わない。根本的には竹下さんとの問答において御推察いただきますように、私学そのものが、いわば悪どいことがありとするならば、そういうことをしないでも済むような考え方はないものかという基本的な課題ともあわせ考えなければ、十分な措置というものは生まれ出ないものと存するのであります。そういう基本的なことは、年次を追って整理する以外はないわけですから、無用の摩擦、混乱が起きないように、すればいかというものを具体的に検討し始めて、来年の間にはむしろ間に合わせなければならぬという考え方に立っておるわけでございます。

○三木(喜)委員 最後に、文部省の方は、たとえば文化財の問題につきまして偽作ができ、あるいは文化財がいろいろ焼けて問題が起こる、永仁の壺の問題が起こる。こういうことになりますと、文部省の所管でない、大臣としては知らない、こういうような逃げ方をされる。今なるほど私学の問題は、文部省の所管ではございません。しかしながら、私たちは私学問題についてこの際放置できないという言葉を言っておるのです。高校急増問題にしましても、技術者の養成にしましても、それだけに、私学問題にいろいろ紛争が起こって参ったときには、行政指導として当然なすべきである。これを私たちは、文部省が援助して支配せず、いろいろ考えにはもちろん立ってほしいという考えは、それは私たちの関知する問題ではないというように言います。

で、この問題は早急に解決がつかないからという理由で、やってもらうことはいささかどうかと思えます。だから、行政指導として話し合う手はあろうと思ふのです。父兄の声として、これは何新聞でしたか納入をもう少し少しくらしてほしい、こういう要望も出ておるので、そういうものを等々勘案して、よく事務当局でも検討してもらいたい。これは事務当局からも後ほどこの問題の対処の仕方をお聞きしたいと思えますけれども、今の文部大臣の言い方は私は納得がいかない。

しかしあとの質問者もございまして、これで私の質問は一応おきまして、私学の入学金問題につきまして、また後の機会に事務当局からお聞きして検討したい。

○床次委員長 村山喜一君。大臣に一言だけお尋ねし、大臣の決意のほどを伺いたい点が出て参りましたので、関連して質問をさせていただきます。それはきのうの衆議院の地方行政委員会におきまして、山口鶴男君が自治大臣と奥野財政局長に対して、交付税の特例に関する法律案についての審議をいたしました。その中で大臣あるいは局長の方から答弁がなされた問題がございまして、それは今年の高等学校の急増計画の中で、御承知のように二百十二億円の財源的な措置がなされているわけでありまして、中に九十億の起債が入っている、その起債がどうしても足りない、その場合には一般会計予算の中の普通の建設事業債、これが今年八十五億計画をされておるわけですが、昨年は六十五億でありましたが、昨年もこの普通建設事業債の方から高等学校の分に回して、今年もそういうような、どうしても足りないというのであればこちらの方から回したというところを表明いたしております。なお、土地の購入費についてもこれは繰越債で今年二十四億のワクを見積もっているけれども、希望によって土地購入費についてはもっと増額をしてもよろしい。なお全体計画は、これが六一・八%という数字で押えているけれども、どうしても必要によって修正をしなければならぬとするならば、計画についてはこれを修正をするのやぶさかではない、その場合の財源措置としては起債による方法を考えていく、こういうような地方財政をあくまで自治省の方からの答弁がなされたわけでありまして、これは今まで文部大臣もあるいは自治省大臣も、予算委員会あるいはこの文教委員会等において述べられた方向で正しいわけでありまして、こういうふうな、起債政策という点でありますけれども、財源的な措置を講じようという考え方を持っておられるわけでありまして、私がここで特に大臣に要望を申し上げたいのは、三十七年度の交付税の関係であります。

御承知のように特別交付税が百十五億あります、そこで残りが、三十七年度分の交付税が本来ならば当然地方公共団体に還元しなければならぬお金が百二十二億残っているわけでありまして、その百二十二億の財源のうち二十億は害雪対策、今度の害雪対策に使うというところに相なっている。あと残りが百億あるわけでありまして、この百億の財源を三十八年度の交付税に繰り越すというのが、交付税の特例に関する法律案の財源の内容であります。

す。そこでこの分につきまして、御承知のように私立の高等学校の急増対策のために昨年は六十億、今年は六十七億というような計画がなされております。昨年は地方交付税の中に十億円の財源措置がされておりました。この実績を文部省の方で調査をいたしますと、十七億三千万円という財源措置を都道府県はいたしているわけでありまして、といたしますと、私立学校自体において七億三千万円という交付税で措置された以外のものを都道府県が持ち出している、これは単に私立学校の計画だけではなくして、当然大臣がこの前の委員会でも言われました。この急増対策というものを認める、こういうようなことになって参りますと、都道府県といたしまして、その節にも山口委員から指摘をされておりましたが、都道府県の計画が文部省の計画よりも五十億も上回って措置がされておる、こういうようなところから、当然必要な財源的な措置を講じていかなければ、こういうような全入の高等学校急増の問題に対しては十分に要望にこたえられない、このような事態が出てきておるわけでございます。従いまして私は百億円ここに財源的に繰り越す分の中から、当然文部省関係の中で初め計画されました十億の地方交付税、私立の分の残額七億三千万円、そのほか緊急な措置を要した都道府県の財源措置の分、これらの分は、翌年度に交付税を繰り越すよりも、本年度の問題について特別交付税の中で考えてやるという態度を、文部省として、少なくとも文部大臣としては、園議あたりにおいて主張をされるべきではないかと思っておりますが、幸い

二十二億は害雪対策に使うんだということがございまして、そのほかはまだ財源的に繰り越すんだというところまでは確定をされていないやうに聞いているのであります。その園議の席において、大臣は特別交付税の配分をめぐりまして、そのような必要性を力説される御用意はないかということをお尋ねしたいわけでありまして、

○荒木国務大臣 気持はございまして、今お約束はできかねると思えます。と申しますのは、六一・八%の合理性を御説明申し上げる角度で、今までお答えをいたしておりました。これは国の予算も同様、一たん組みまして国会の御審議を願う以上は、それが妥当であり、合理性を持つておることを御説明申すのは、これは当然のことである。ところが、国の予算であれ何であれ、今度の高校急増対策にいたしまして、地方財政計画にいたしまして、最終的に締め切つて現実に取り容したのがどれだ、そのためにやむを得ず、今あなたもおっしゃった急増措置を講じた、また講じねばならないというために、六一・八%を基礎に計算しました財源措置では足りないというところが、それぞれの都道府県で現実に対応して措置された場合、国の予算でいうならば、補正予算を組まねばならない事態が起きた場合、それに対して無関心であつてよろしいということを、従来申し上げておいたわけではむろんないのであります。そういう急増措置がなされて、あるいはせねばならない事態になりました、それに必要な資金というものは国の立場で考え、協力すべきことは当然の課題だと

思うのであります。当然の課題ではございませぬが、しからば、具体的に何百何十何億要るかという事は、結果を押しぬぐことには具体策は立ち得ませんので、そういう結果がわかりました。しかも教育的に見ましても、地方財政の判断からいたしまして、当然国として考えねばならない事態におきましては、当然に私どもの立場からも主張もし、対策も講じねばならない、かように思っております。

○村山委員 大臣のおっしゃることもわからぬでもないのです。というのは、結果を見て措置をする。その結果を、やはり見通しを立てる場合において、当然私学の振興対策は、私学に負わせている急増計画の中では、交付税として十億円見ておいた。ところが現実には、これが十七億三千万円各都道府県は出している。そうすると、財政計画上七億三千万円の狂いがあるという事は、現実には文部省自体においても認めておいてなる。それは、なるほどほかの一般財源の方から交付税だから回したんだ、そういうのが地方団体の自主性なんだといえはそれまでのことではあります。そういうような措置を講じて、なおかつやっております。なお公立の場合においても、そのような前向きな姿勢でやらなければ、今度の四月一日から入学をする子供たちには間に合わない。だから、とりあえずの措置としては、ある程度無理はあっても入れておいて、あとの対策を講ずるといふ手も考えなくてはならぬ。こういふような考え方もとられるわけでありませぬが、私たちの見る見方では、当然自治省自体が起債政策においては、前向きな姿勢でこのように考

えておりますということも、委員会を通じて国民の前に明らかにしている。それは主管省でないところ、いわゆる自治省においてさえもこういふように考えている。とするならば、当然その青少年の教育を要するところの文部省は、その起債政策よりもっと前向きな交付税政策においてこれを考えていくのだ、特別交付税の中で考えてもらいたい、こういうような線を主張されるのは、当然な大臣としてのあり方でなからうかと私は思うのですが、大臣はその気持だけで、あとの行動には移らないつもりでございませぬか。どうですか。

○荒木国務大臣 今は気持だけでありませぬ。行動に移る時期は、おのずからタイミングがあらうかと思ひます。私学を含めまして高等学校の急増対策は、国と公共団体が協力して対処せねばならぬ課題であることは申し上げるまでもございませぬ。国の立場では、月曜日の質疑応答でも申し上げたと思ひますが、全国的な計画を立てて対処するのが当然のやり方でありませぬが、それについては、実情を十分把握してから全国的な計画を立てることが、これは物理的に不可能な意味もございませぬ。従つて、ある時期を押し延ばして立てざるを得ない。そのことが、何度か申し上げましたように、一番手近な根拠のある実績とするならば、三十五年度から三十六年度までの間に、そこで六〇%の進捗率で臨みましたが、その後前向きに、年次の進行に依りまして、だんだんと現実に近い考え方に立つた。知事側の意見も出てきて、自治省、文部省、知事側と、三者具体的な相談をいたしまして修正しましたの

が六一・八%、それで今動いておるわけにございませぬ。これが先ほども申し上げた通り、最終的な現局面と合わせて見たところが、六一・八%では実は見込みが少なかったんだということになったと思ひます。そのときに依りて国の立場で何をなすべきかが出てくる。しかし、それを待つておれないから、都道府県が応急措置を講ずるといふのは、設置責任者の立場からいいます。また自治省それ自体の立場からいいます。当然の責務を果したした姿で、先ほども申し上げましたように、補正予算を組むがごとく課題として、国の立場で何をなすべきかというところが、その上に立つて初めて出てくる課題だと思ひます。そういうことはあり得るといふ前提に立つて、自治大臣なりあるいは自治省当局が、お話のようなことを発言してくれましたことは、文部省としてはむしろありがたいと思ひますが、また一面当然でもありませぬ。これは文部省だ、自治省だということではなしに、政府全体として、今申し上げた趣旨から、地方公共団体のその応急措置に何をなすべきかという課題として取り上げねばならない、またそれ以外には取り上げ方がないという課題だと思ひますから、今としては気持だけを申し上げるわけでありまして、実行に移らないといふことを申し上げるわけにございませぬ。

○村山委員 私はぜひ実行に移っていただきたいと思ひます。というのは、六一・八%というのは、昨年の六四・八%に比べたら三%も下がっておるのですから、そんなに世の中の景気が悪くもならないし、高等学校の教育は受

けたいというのが、国民の要求の声として上がってきていることは事実なんです。それから、そういうような点から、せつかくここまで持ってきていただいたのですから、起債よりも交付税で措置してもらった方が財源的には助かるわけですから、ぜひその方向で御努力をお願いしたいということを要望申し上げます。終わりたいと思ひます。

○床次委員長 この際連合審査会開会の件についてお諮りいたします。ただいま、本委員会において審査中の日本学校給食会法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会より連合審査会を開会いたしたい旨申し入れがございました。つきましては、本申し入れの通り、農林水産委員会と連合審査会を開会するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、連合審査会の日時等につきしては、農林水産委員長と協議の上、公報をもつてお知らせすることといたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる三月一日金曜日開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会